

6 体育・健康安全に関する指導 (1) 学校体育・スポーツ

体育・健康安全全般 についての基本的な 考え方

小学校学習指導要領（平成29年告示）総則には、「学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と示されており、中学校、高等学校にも同様の内容が示されている。

それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

学校体育の基本方針

学校体育の基本方針は、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育てることである。

そのためには、児童生徒の個々の実態を把握した指導を基盤とし、体育的行事、運動部活動等との連携をはじめとする学校教育全体を通じて教科体育の充実を図ることが大切である。

京都府の取組

京都府教育委員会では、「まゆまる体操」（平成29年3月）及び「運動遊びガイドブック」（平成29年3月）や「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS⁺」（平成25年3月）を活用し、子どもたちの身に付けるべき基本的な身体動作からつまずきの改善を図り、運動習慣の確立及び体力・運動能力の向上に取り組むとともに、「体力づくり指導の手引き—The First Step—授業実践事例及び展開例 Ver. 2」（平成22年1月）等により授業の工夫改善を図っている。また、「体力向上推進プロジェクト」に基づく体力・運動能力の向上に係る取組も推進している。

「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS⁺」等を参考にして、実践してみよう。保健体育課ホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/hotai/cms>） 冊子PDFの閲覧が可能

各学校においては、「新体力テスト」等の結果を活用し、児童生徒に自己の体力や運動能力について理解させるとともに、各学校の現状を的確に把握・分析し、学校教育活動における様々な機会を通じて体力・運動能力の向上を図ることが必要である。

「令和元年度京都府児童生徒の健康と体力の現状」を参考に、京都府の子どもたちと自校の児童生徒の健康・体力について把握・分析してみよう。

〔新体カテストと「京の子ども元気なからだスタンダード・スタンダードPLUS⁺」の違い〕

	新体カテスト	スタンダード・スタンダードPLUS ⁺
ねらいや 特 色	①体力・運動能力の現状を明らかにする。 ・速さ、距離、体の柔軟性、持久力など を知ることができる。 ②数値で表す。	①身体動作の獲得状況を明らかにする。 ・動作の出来ばえ、他者との連携の様子な どを知ることができる。 ②数値では表せない。
対 象	小学校1年生～	小学校3・4年生及び5・6年生

教科体育の指導に当たって 教科体育の指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校種における発達の段階を考慮した内容とし、個々の教員によって指導や評価の内容や質に差が生じることのないよう、事前に適切な指導と評価の計画を作成する必要がある。

併せて、誰もが運動に親しみ、進んで体を動かそうとする態度を育むために、以下の点に留意することが大切である。

留意事項

○指導と評価の一体化（PDC Aサイクル）

- ・到達目標を明確にした指導と評価計画を立案、実践する。

【P:計画、D:実行】

- ・具体的な評価規準に基づき評価する。（状況把握）

【C:評価】

- ・評価結果により現行計画を修正し、後の指導と評価の計画を改善する。

【A:改善】

→授業の改善に向けて、指導の過程における評価方法を工夫する。

○育成する能力や動きの明確化

- ・各教材の特性となる能力や動きを把握する。

→（例）「サッカー（教材）を通じて○○する能力（動き）を育成する。」

○評価の妥当性

○安全の確保

- ・起こりうる事象を予見し、人的要因と環境要因に対して適切な対策を講じ、事故防止に努める。

《参考資料》

- 「令和元年度体育指導力向上研究事例報告書」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「平成30年度体育指導力向上研究事例報告書」（京都府教育委員会 平成31年3月）

基本的な考え方

学校保健には、学校における教育活動の円滑な実施と成果の確保を目指す保健管理と、児童生徒が健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践できる資質や能力を育成することを目指した保健教育がある。また、学校保健委員会などの組織活動により、保健管理と保健教育が有機的に関連付けられている。

保健管理

保健管理は、学校保健安全法等の法令に基づき、児童生徒の健康及び学校環境の管理を行うものであり、健康診断の実施と事後措置、健康相談、感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置などが挙げられる。

保健教育

保健教育においては、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。また、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎が培われるように配慮すべきである。

保健教育における教科学習においては、児童生徒の心身の健康の保持増進に必要な知識や技能の習得を通して、自らの意志を決定し、適切な行動選択を行うなどの実践力の育成を図ることを目指す。さらに、教科等において、それぞれの特質を考慮し、学校教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。

また、教科以外における保健に関する指導は、児童生徒一人一人が、身近な生活における具体的な健康の問題に適切に対処し、健康な生活が実践できるようにすることを目指す。このため、児童生徒の集団を対象とした指導と個人を対象とした指導があり、学級（ホームルーム）担任、養護教諭をはじめ、全ての教職員によって行われる（次頁表参照）。

組織活動

学校保健活動は、学校の教育活動全体の中で全ての教職員によって行われる。また、児童生徒の健康の保持増進には、学校生活と家庭や地域の生活との関連が重要であり、PTAや地域の関係機関との連携が必要である。

組織活動として機能を発揮するためには、次の点が大切である。

- ① 校内における教職員の協力体制を確立する。
- ② 家庭との連携を図る。
- ③ 地域社会や関係機関との連携を図る。
- ④ 学校保健委員会の組織化と運営の活性化を図る。

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校保健委員会は、校長、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事

(部長)が中心となって運営する。この学校保健委員会により学校、家庭、地域等の連携が図られ、効果的な学校保健活動が展開されることが期待できる。

学級(ホームルーム)担任の役割

学級(ホームルーム)担任は、子どもと身近に接していることから、アレルギー疾患、メンタルヘルス、薬物乱用、生活習慣の乱れなどの子どもの現代的な健康課題に対応すべく、子どもと向き合う時間の確保や日々の健康観察、保健に関する指導、学校環境衛生の日常的な点検などを適切に行うことが求められる。特に、健康観察は、子どもの心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図るなど、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。

また、特別活動における主に集団を対象とした保健に関する指導は、学級(ホームルーム)担任が中心となって行われるものである。

資料⑨ P181

〈薬物乱用防止教育の徹底〉

府内児童生徒の大麻取締法違反での相次ぐ検挙事案を受け、薬物乱用防止教育の徹底について通知してきた。しかしながら、府内少年の同検挙事案が増加傾向にあり、より深刻化していることを踏まえ、府内全ての学校で薬物乱用防止教室を年度当初に実施するとともに、家庭・保護者はもとより、警察や学校薬剤師等関係機関との連携を強化し、学校教育活動全体で薬物乱用の根絶に向けた取組を徹底する必要がある。

また、心理的孤立感や生きづらさを抱えている子どもたちが、インターネット等によりたやすく手に入れ、『物』に依存してしまうことへの対応が必要である。

保健教育における教科学習と指導

	保健教育における教科学習	保健教育における指導
目 標	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る。	日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る。
内 容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容
教育課程への位置付け	体育科保健領域(小学校)、保健体育科保健分野(中学校)、保健体育科科目保健(高等学校)、関連教科等	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体
進 め 方	年間指導計画に基づき、身近な日常生活の体験や事例などを用いた話し合い、ブレインストーミング、実習、実験など多様な指導方法を工夫して進める。	学校の実態等に応じて、個人、集団を対象とする。発達段階に応じて、取扱う内容、時間を選定し、計画的に実施する。
指 導 者	学級担任、教科担任、兼職発令を受けた養護教諭等	学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等

《参考資料》

- 「小学校保健教育参考資料改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」(文部科学省 平成31年3月)
- 「高等学校保健教育参考資料『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引き」(文部科学省 平成27年3月)
- 「中学校保健教育参考資料『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」(文部科学省 平成26年3月)

基本的な考え方

学校安全は、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。そのため学校安全の活動は、安全教育、安全管理、組織活動の三つの主要な活動から構成され、学校保健安全法第27条による学校安全計画に基づいて実施されている。

学校安全計画

学校安全計画とは、学校における児童生徒等の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する事項が記載されたものである。安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災と同義）の3つの領域に関する安全教育と安全管理を進めることが大切である。

なお、京都府では、東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒等の一層の安全確保を図るよう改めて防災に関する取組を見直し、右の事項を視点に防災教育を推進することとしている。

防災教育推進の視点

- 1 実効性のある災害安全教育の取組
 - (1) 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施
 - (2) 訓練方法の工夫
 - (3) 訓練後の検証
- 2 危険等発生時の対処の見直し
 - (1) 対応チームの編成
 - (2) 危険等発生時の対処行動
 - (3) 登下校時、在宅時に発生する災害における対応
 - (4) 原子力災害発生の場合の対応

(京都府教育委員会 平成23年6月)

安全教育と安全管理

安全教育は、児童生徒等が生涯にわたり、安全について適切な意思決定ができる資質・能力を身に付けることをねらいとしている。体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間・総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう、学校教育全体を通じて計画的な指導が重要である。

学校安全推進上の留意点

安全は、教育と管理を一体のものとして行うことによって維持するものである。学校管理下における事故災害の実態を見ると、不可抗力といった要素もあるが、安全教育あるいは安全管理が徹底されていれば、未然に防止できたと思われる事例もある。

また、同一校で類似の事故災害が再発している事例もある。事故災害の再発を防止するために、原因を究明し、その予防や対応を検討することが必要である。さらに、検討した結果を安全教育及び安全管理に生かすようにする。しかし、事故防止を考えるあまり、管理的側面が強調されて禁止事項が多くなり、本来積極的であるべき教育活動や計画が消極的になってしまうことは避けなければならない。児童生徒の発達の段階に応じた多様な教育活動を展開していく必要がある。

児童生徒等の安全を守るために、各学校において作成した学校独自の「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を防犯・防災訓練等を通して検証し実効性の高いものへ改善するとともに、登下校時及び学校内の安全確保に努める必要がある。

さらに、児童生徒の保護者、関係機関・団体及び地域住民等との連携を図ることが大切である。

危機管理

学校は、学校管理下で発生する事故災害に備え、事前、発生時、事後の適切な対応を行うために危機管理体制を確立しなければならない。

まず、事故災害を未然に防ぐために、日常的に校内の安全点検や巡回等を実施し、必要な安全対策を講じるとともに、教職員が様々な危機に迅速かつ適切に対処できるよう、救急車の要請及び管理職への報告等を含む連絡体制の確認を行い、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を改善するなど、校内の全教職員が共通理解をしておく必要がある。

事故災害等が発生した場合は、迅速な初動対応が最も大切であることから、学校は、「危険等発生時対処要領」に沿って、危機管理責任者である校長を中心に対応チームを機能させ、児童生徒の安全を確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を行う。また、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。

事後には、発生原因の究明や従来 of 安全対策の検証を行うとともに、再発防止対策に万全を期す必要がある。

学校安全の3つの領域

- 生活安全 生活安全に関する指導は、各教科、学校行事等における安全の決まりや約束など安全を確保するための方法等を理解させるとともに、事件・事故災害による被害、不審者等から危害を加えられる事件、誘拐や傷害等の犯罪被害防止等防犯に関する指導も含めて行うものである。
- 交通安全 学校における自転車の安全な利用の促進を含む交通安全に関する指導は、自他の生命の尊重という基本理念に立って身近な交通環境における様々な危険に気付いて、的確な判断と安全な行動ができる能力や態度を養うとともに、交通安全に関する社会的責任と義務について理解を深めることができることを目指して行うものである。
- 災害安全 学校における安全教育の一環として、地震等の自然災害の発生メカニズムや、災害や防災について理解させ、児童生徒の発達の段階に応じた対応能力を身に付けさせることが重要である。災害安全教育のねらいは次のように考えられる。
 - ① 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。
 - ② 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動をとることができるようにする。
 - ③ 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

資料⑩ P182

《参考資料》

- 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成31年3月）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年3月）
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省 平成24年3月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて－原子力防災編－」（京都府教育委員会 平成27年4月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて」（京都府教育委員会 平成24年1月）

学校給食の役割

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、学級担任や他の児童生徒とともに食事し共通の体験をすることから、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動等において活用することができる。

特に、給食の時間では、準備から後片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができる。

さらに、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じて、地域の文化や伝統に関する理解と関心を深めることが期待できる。

【給食指導の例】

- ・食事のマナー（「正しい箸の使い方」「気持ちよく食べよう」「正しい食器の並べ方」等）
- ・感謝して食べよう（「いただきます・ごちそうさまの意味」「食べ残しをなくす工夫について」等）
- ・給食の準備（「給食当番にふさわしい身じたく」「みんなで準備しよう」等）

資料① P183

学校給食の管理 栄養管理

栄養教諭・学校栄養職員は、学校給食栄養管理者として、適切な栄養管理がなされた給食を提供するよう努めなければならない。そのためには、国の学校給食実施基準に示されている学校給食摂取基準や食品構成、食事内容の充実等に配慮するとともに、喫食者の集団の特性を把握し、成長曲線等を活用した栄養量の策定を行うことが大切である。特に摂取しにくい栄養素（鉄、食物繊維、カルシウム、マグネシウム等）については、これらの供給源となる食品の積極的な使用も考慮することが必要である。

学級担任は、学級に配分された給食を等分に配当することを基本とするが、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、給食主任等と連携し、児童生徒の個々の健康及び生活活動等の実態や残食の状況などを考慮して提供しよう心がける。

安全管理

学校においては、学校給食を取り巻く危機（食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息事故等）の発生の予防に努めるとともに、発生の際の対応に万全を期すため、日頃から指導を徹底し、児童生徒の身近な生活に注目させ、健康で安全な生活習慣や態度の確立を図ることが大切である。また、事故発生時の校内連絡体制を確認し、不測の事態が生じた場合は、常に校長や副校長・教頭、保健主事（部長）、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と連携を図って対応しなければならない。

食中毒等の発生の予防

- 手洗いの励行 食中毒、感染症の病原菌等は、汚染された手や指から他に広がることが多い。日常生活において、食事前や用便後等に手洗いを励行する習慣を身に付けるよう指導する。
- 配膳時の注意 エプロン、帽子、マスク等の着用を義務付け、食器や食べ物を衛生的に扱うなど安全・清潔に留意させる。給食当番の児童生徒については、特に、健康状態に注意する。(下痢や腹痛、嘔吐等感染症が疑われる症状のある場合は給食当番を代えるなどの対応が必要である。)
- 飲食物に対する注意 安全で衛生的な食品の選び方や食中毒にも目を向け、自分の健康に気を付けるように指導する。
- 患者の早期発見 児童生徒等からの異常の訴えや、早退者の状況及び欠席届の内容などについて常に留意し、同様の健康異常を訴える者が多くないかを把握するとともに、異常を疑った場合には、校長や副校長・教頭、保健主事(部長)、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等に速やかに報告・相談することが大切である。
- 集団発生の際の措置 校内組織等による取組体制の下、学校医及び保健所等の関係機関と連携し、一体となって患者の措置に万全を期さねばならない。また、保護者やその他関係機関等に対しては、患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めるようにする。その際、プライバシーなど人権の侵害が生じないように配慮することが大切である。

食物アレルギーを有する児童生徒への対応 学校には各種のアレルギー疾患を有する児童生徒がいることを前提とした取組が必要である。学校給食は、必要な栄養を摂る手段だけではなく、児童生徒が「食の大切さ」や「食の楽しさ」を理解する生きた教材としての役割も担っている。したがって、アレルギーのある児童生徒も他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが大切である。しかし、食物アレルギーへの対応は、時として命にも関わる重大な事故につながる可能性があることから、事故を未然に防ぐために、学校においては安全性を最優先し、全教職員が食物アレルギーに対する正確な知識に基づいた適切な対応を行うことが重要である。

資料⑫ P183

《参考資料》

- 「食に関する指導の手引」―第二次改訂版― (文部科学省 平成31年3月)
- 「学校給食における食物アレルギー対応」 (文部科学省 平成27年3月)
- 「学校等における食物アレルギー対応の手引～まわりの児童生徒への指導及び関連法等～」
(京都府教育委員会 平成31年3月)
- 「学校等における食物アレルギー対応の手引」 (京都府教育委員会 平成29年3月)
- 「食育のパワーアップを図ろう～生きる力を身につける食育の実践に向けて～」
(京都府教育委員会 平成29年3月)